

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、倉庫解体工事現場で4トンダンプカーのあおりを収めようとしたところ、あおりが右足に当たり負傷をしたことから、A医院に受診した。同月〇日には、Bクリニックに転医し「右足第1・第2中足骨骨折、右足挫創」（以下「本件傷病」という。）と診断され通院治療を行った。請求人は平成〇年〇月〇日付けで監督署長に同年〇月〇日から同月〇日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、平成〇年〇月分の休業補償給付は通院した日以外の日は労働不能と判断できなかつたとして、通院した日のみの休業補償給付を支給する旨の処分を行った（以下「前処分」という。）。

また、請求人は、平成〇年〇月〇日付けで同年〇月〇日から同月〇日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、前処分と同様の理由により通院した日のみの休業補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病に対する休業補償給付について、通院日のみ支給し、その余については、療養のため労働することができない日と認められないとして不支給とした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、平成〇年〇月以降も骨折後の疼痛が激しく労務に復帰することは困難であったこと及び後遺障害を認定されたことを理由に、同月以降も休業補償給付が支給されるべきであると主張する。しかしながら、C医師は同年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月から勤務再開をするように請求人に指導した旨、述べていることが認められる。

当審査会としては、同年〇月〇日以降については、通院した日を除き、療養のため労働することができない日と認められないとした監督署長の判断は妥当なものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。